

エドマンド・バーク「断章・イングランド法の歴史をめぐる論考」（全訳）

犬塚 元
乙幡 翔太郎
安藤 有史

〔法の歴史的発展を研究する有意性〕

①人間がつくる法の、起源、発展、様々な転回ほど、好奇心の対象として理にかなったものはほとんどない。政治と軍事についての「歴史の」物語のほとんどが人間の野心と暴力を語るのに対して、これ「=法の歴史」は、彼らの正義の歴史である。そして明らかに、人類の発展を辿ってみると、満足をもたらす思索はない。人類の発展は、最も栄えある神の属性のひとつにおいて神を眞似て、大権行使することによって人々を世話をしようとした試みのなかに辿ってみると、それができるが、大権が、かくも弱き存在の監督のために授けられていることを見いだすことは驚きである。たしかに、人類のそのような優しさを示す数々の実例を、われわれは、そうした「歴史的」探求においてしばしば目撃すること

になるが、しかし同時に、「神の」偉大な性質の合理性をあまねく正当化するような、叡智と和平の気高い産物「=法」も目にするであろう（そうした「神の」偉大な性質によつて、人は常に——形は様々ではあるが——自分と同じ創られし人間の支配のもとに置かれた）。というのも、いまでは、豊かに溢れる洪水によってすべての諸国民を潤して豊かにしているこうした法体系の、最初の不明瞭でささやかな源泉を探りあてること以上に、教訓をもたらすものがあるうか。権利の第一原理が、迷信のただなかで暴力に汚染されながらも湧き出でて、長い時間と恵まれた環境のなかで自らを浄化していくことを観察すること以上に、教訓をもたらすものがあるうか。法は、時には戦争や暴動の混乱のなかで失われて蹂躪され、時には権力者によって覆されたが、そののち專制に打ち勝つた。法は暴力に晒されることによって、強く、汚れのない、決定的なものへと成長したのである。法は、全面的な壊滅の脅威をもたらした外国勢力による征服によってさえ、豊饒になつた。法は、平和と宗教によつて、和らぎ穏和になつた。法は、商業、社交、そして精神を大いに開明する純粋な学問によつて、改善されて高められた。こうしたことを見察すること以上に、教訓をもたらすものはない。

〔イングランド法史研究の現状と問題点〕

②以上のような点は、確かに、歴史的に生成されてきた法

エドマンド・バーク「断章・イングランド法の歴史をめぐる論考」（全訳）

体系を研究する大きな励みとなつた。とくにわれわれ自身の法体系に関するそうであった。そうした研究の取り組みに、素材が不足していたわけでも、助成がなかつたわけでもなかつた。しかしわれわれは、この研究領域において、いまだわずかな試みしか手にしていない。私の考えでは、主席裁判官「マーシー」ヘイルの『イングランドにおけるコモン・ローの歴史』が、良かれ悪しかれ、われわれが手にしている唯一の試みである。しかしわれわれは、偉大な名に対しても正當に払うべきあらゆる敬意を抱きながらも、同時に大胆にも、ヘイルの著作は功績がないわけではないが、著者の高い評判にはまったく不釣り合いの内容である、と主張できるだろう。

その本は、われわれのイングランド法の起源について十分には解明していないし、それどころか公平に解明していない。古代の法手続きについてはごくわずかに、ついでにしか触れられていない。ヘイルの時代に至るまでに生じたイングランド法の大きな変動や注目すべき転回についても、その原因とともに、ほとんど言及されてはいない。

③「イングランド法の歴史の研究が不十分であるという」この欠点について、私は、主に二つの大きな原因があつたと考えている。第一は、イングランド法は古代からほとんど同じ状態で統いてきた、というわれわれの法律家の心のなかに拭いがたく存在する信念である。彼らは、イングランド法の継続性に、どんな区切り線もおおよそ認めないのである。第二は、

イングランド法はわれわれのなかで形成され、成長してきた、という信念である。イングランド法はあらゆる点においてこの島に固有のものであり、もしローマ法や他の外国法がその構成のなかに侵入を試みても、イングランド法は常に力強くそれらを払いのけて、もともとの純粋な構成へと回帰した、というのである。

④こうした考えは、イングランド人のナショナルな虚栄心や、視野の狭い専門家におもねつてゐる。さらに、これを支持する考え方には著しい矛盾や、言及するのが憚られるほどに滑稽な不合理さに陥つた意見が含まれているにもかかわらず、われわれは、これまでずっとそうした考えに極端なまでに固執してきたし、いまでも依然としてほとんどそうである。もしこれらの原理が認められてしまふのならば、法の歴史はほとんどが不需要とみなされてしまうに違いない。というのも、始原を辿ることが不可能で、持続しているあいだに本質的な変革がないような法に関して、法の歴史には一体どんな目的があるというのだろうか。あるいは、法のすべてがわれわれ自身のものであり、法によってわれわれは他国と画然と区別されるのであれば、そのような法を説明したり飾り立てたりするために、われわれはなぜ外国の法や外国の歴史を探究しなければならないのだろうか。このようにして法学は、狭量で地味な研究のなかに閉じ込められてしまつた。

でも導き手となる学問であるべきなのだが、他のすべての学問が素早い速さで、堅実性においても洗練度合いにおいても著しく改善したにもかかわらず、いまだに粗野な時代の完全に野蛮な状態のままである。視野が広く教養ある人々に提供されているわれわれの法学研究は、最善の著者が執筆したものでさえ、ほとんどは術語が野蛮であり、説明は雑である。大雑把なくせに分かりにくい表現、整理されていない方法、学問の一切を否定する推論、こうしたものばかりである。これらは、原初の正義や法的的一貫性からではなく、そこからは縁遠い出鱈目な原因から、法の精神を導き出している。法学研究に送りこまれた若者たちは、救いがたい嫌悪感を覚えたが、もし中身よりも教授方法に注目するならば、それは非常に根拠のある嫌悪感であった。高名な古事学者「ヘンリ・スペルマン」は、この労多き探究の才能にだれよりも恵まれた人物だったが、当初は法の研究を絶望してあきらめた。ただし彼は、より確かな時代を対象にして、強い知識愛によつてあらゆる困難を克服できるようになって、もう一度法の研究に戻つた。

⑤法をそのように狭く閉じ込めて理解する考えは、根拠が薄弱であり、非常に簡単に論駁される。彼らがイングランド法にあると見なしている永遠性なるものについては、まず言うまでもなく、明白な矛盾がある。イングランド法には頻繁に改良が加えられてきたといつて賞賛する人々は、同時に、

あらゆる統治の変転のなかにあってもイングランド法には何の変化もなく同一であつたと評価して、矛盾に陥つている。サクソン法を一見すれば明らかのように、われわれはノルマニア征服の後に、法体系の全体の枠組みを全面的に変更している。そうした「ノルマン征服以前の」古い法の集録のなかに、現在でも法であるような一つのタイトルすら見出すことはほとんど不可能である。もし仮に、サクソン法によって統治されている国民が現在も存在したならば、そうした国民以上に、イングランドに現在確立されているすべてと一切がまったく異なる国民を見出すのは難しいだろう、と主張してしまつても大きな問題はないであろう。

⑥これが眞実である。この点を理解するために要求されいるのは賢明さではなく、眞実に対する公平な眼差しである。ところが党派の精神が、この問題においても、そのほかの非常に多くの点でわれわれを誤り導いてきたのと同じように、大いにわれわれを惑わせている。というのも一方で、大権の擁護者たち（＝王党派）は、ノルマン征服の事実から非常に馬鹿げた推論をして、われわれ国民の権利や自由のすべては主権者からの授与によって生まれたので、それらは主権者の意志によって廃止できると論じた。他方で、自由の大義を信奉する人々（＝議会派）も、自由を擁護するにあつて、同じように不確かな原理に基づいていた。彼らはわれわれの特權、秩序、法の始原について聞き入れる耳をもたず、それ

らをまつり上げるためにそれらが国民と同じくらい古いことを示そうとして、そのために古い時代の記録の一切を曲解した。さらに極端に走って、古い時代の記録にそれ以上に大きな暴力を振るつた人々もいる。ナサニエル・ベーコンは、自らの共和主義の思想を樹立するために、提示した証拠のすべてを歪曲した。彼は重要な多くの事柄を隠し、議論全体に偽の脚色を施した。それゆえ私は、彼の本ほど——仮にいまにいくらかの権威を保っているならば——古事学の読者を欺く傾向の本を知らない。実際には、こういった古代の国制やアングロ・サクソン法は、われわれの今日の党派の役にはほとんど立たない。公平に観察するならば、こうした国制や法に基づいた制度を確立するのは、現実的でも望ましくもないことだれもが考へるはずである。政治や歴史を論じるわれわれの著述家のすべてが、アングロ・サクソン政府をどんなテマよりも大きく称賛してきたことは、もちろん承知している。そして仮に、アングロ・サクソン法が実際にどのように見えるかではなく、それについて何が語られてきたかを基にするならば、アングロ・サクソン法について高い評価を下さないわけにはいかないであろう。「しかし」われわれの最初の粗雑さを伝える記録はいまも残存しており、それらは、そうした著述家たちが民衆向けにおこなう演説を、議論の余地なく論駁する証拠として際立つてゐる。この著述家たちは、文字を使えない人々の粗野な制度は完成に達していたと

説得しようとしているが、そのような完成には、長い時代をかけて探求と経験と学術と必要性が一緒になつて取り組んでも到達できない。

⑦しかし眞実としては、われわれの現在の法の体系は、われわれの言語や学問と同じように、非常に混合されて異質なものから成り立つてゐる集合体である。それはある点ではわれわれ自身に由来するが、より多くの点では、海外の諸国民の政治制度から借用したものである。それは、それぞれの時代に、人々の習俗や宗教や商業が要請する様々な必要に応じて、混ぜられ、変更され、様々に修正された。われわれの仕事は、多少なりとも、これらの変動や改良を辿つて示すことである。われわれがこの課題に取り組んでいるのは、そのようないくつかの仕事に取り組む能力をもつてゐるからというよりも、ただ、これらの事柄を、大変に無知な人々に向けて簡潔・平易に説明するためである。

〔ノルマン征服までのイングランド法史〕

⑧〔古代〕ローマ人の法は、この島においては、彼らの帝国とともに完全に滅んだようである。それは、サクソン人が制度を確立するより、はるか以前のことであつた。アングロ・サクソン人は征服者としてイングランドに入つてきた。彼らは自らの慣習をもち込み、そして疑いなく、彼らが征服した人々から法を受容したのではなく、征服した人々に対し

て自分たちの法を押しつけた。この征服民族の慣習は、彼らがゲルマンからの移住前に保持していたものと大部分が同じであったことに疑いはない。彼らの慣習についての最も良いイメージは、タキトウスの「ゲルマニア」のなかに見出される。しかし、新しい入植地の状況や、王政を採用したために生じたはずの国制の変化にあわせて、いくらかの変化が生じたと信じる理由がある。彼らの王政は、実際には無制限の力をもつたわけではないが、ゲルマンにいるあいだに彼らの指導者が手にしていたよりずっと大きな権力を手にした。しかし、こうした点に関する実態は、彼らがキリスト教へ改宗する以前については、ほとんど分かつていない。キリスト教への改宗という大変革は、彼らの習俗や統治に、それ以上にはるかに本質的な変化をもたらした。というのもケント王エゼルベルフト〔六一六年没〕がキリスト教に改宗した直後に、宣教師たちは文字に書かれた恒久的な法がないことが大きな欠陥を生んでいることを観察したはずで、彼らが文字の使用を導入して、ローマの政治制度の思想をローマからそのままもち込んだからである。王は、宣教師からローマの手法について報告を受けて、それを真似て、王国の主要な慣習を成文法として初めて編纂した。そこにおいて彼はローマ法からは何も採用せず、ただ、新しい宗教を支援して奨励する規則を追加しただけだった。これらの法典は現在今まで伝わっており、立法者たちの習俗が極度に単純で、考えが貧困だつ

たことを強く示している。法典は当時の英語で執筆された。実際に、アングロ・サクソン人の法のすべては、ノルマン征服に至るまで、英語で書かれ続けたのである。この点はほかの北方民族のやり方と異なつており、彼らはすべての法典でラテン語だけを使用した。私の理解では、この点から違が生まれている。西ゴート族、ロンバルド族、フランク族、そのほかの大陸の北方民族が自分たちの法を編纂したときに、彼らのなかでは辺境ローマ人が大多数を占めるか、一集團を構成していた。ラテン語はいまだ消滅からは程遠い状況であり、文字を書ける人間の大部分はローマ人であつたから、彼らローマ人たちは、自分たちの書き言葉を北方の粗野な話し言葉に適合させることは難いと考えて、ラテン語で書くことを選択した。ラテン語は立法者の言語ではなかつたが、彼らが通訳者の役割を欠かさなかつたからけつして不便ではなく、そのため、法だけでなく日常の取引の一切もラテン語で書き残された。しかしイングランドでは、ローマ式の名前とローマの言語は七世紀に完全に失われてしまつたので、宣教をおこなう修道僧は、困難に取り組むことを余儀なくされ、〔ほかの北方民族とは反対に〕外国の書き言葉を英語に適応させることを強いらされた。もしそうしなかつたならば、彼らが記録しようとした事柄から便宜を得ることができたのは、おそらくごく限られた人間だけになつていていたことであろう。このために、多くの事柄（教会制度の法すらそう）

あつた。やこの地での日常の記録の多くは英語にて書き残された。

⑨エゼルベルフトが成文法を受けたというこの先例は、彼の後継者であるエアドリッヂ〔六八六年没〕とフロスヘレ〔六八五年没〕によって繼承された。イングランド人のその次の立法者は、西サクソン人の王イネ〔七二六年没〕であり、彼は当時、知恵と敬虔で名高かつた。彼の法典は、上述の王たちの法典と同様に、現在にまで伝わっている。しかしこれらの法典は、そのごくわずかには新しい規定が含まれるもの、むしろ彼らの古来の慣習を確認して、保存して強固にすることを意図したものであり、そうであるがゆえにすべてが極端に粗野で不完全である、といふ点は常に肝に銘じなければならない。われわれはマーシア人の王オーファ〔七九六年没〕の法典集録についての記述を目にするが、その実物は失われて久しい。

⑩アングロ・サクソン法は、ほかのどの古代の王よりもアルフレッド〔八九九年没〕の配慮と賢明さに多くを負つてゐる、とすべての著述家があまねく同意している。アルフレッドは、自分が生まれる前に始まり自分が死んだ後も続いた悲惨な〔デーン人との〕戦争のただなかで、ほかの王たちがこの上ない平時に実施したと知られている以上に、秩序と正義の確立に貢献した。たしかに、彼の手によるとされている制度の多くは、彼が確立したものではないことはない。こ

の点は、われわれが、これらの制度を詳細に検討するときに立証されるだろう。しかしアルフレッドが、いわば灰塵のかからすく上げて、デーン人との戦争の荒廃のなかでほとんど失われて忘れられていた法の体系の全体に、新たな生命と活力を注ぎ込んだことは確かである。このように彼は、国の古い規則をいくつも蘇らせて、同じようにそれらの改善もおこなったために、それらの規則を制定した人物として知られることとなり、彼がそれらを本当に制定した場合よりもおそらくは正当な名声を与えられている。彼が自らの法典に書いた序文においてわれわれに伝えるところによれば、彼はイネ、オーファ、そのほかの先王たちの法典のうち、最も価値があるとみなしたすべてについて集録し、それ自身が間違いであるか、あるいは時代に合わなくなつたとみなしたもの削除した。彼はこの作業をおこなうにあたつて、大いなる判断力を行使したようである。

⑪アルフレッド王のあとを継いだ王たちは、アルフレッド王の働きによつてはるかに安寧を享受できたので、法の改良に気持ちを向けることとなつた。彼らのほとんどは、完成度の違いはあれども、法典の集録を残している。

⑫デーン人が〔イングランドに〕支配を打ち立てたとき、彼らは、イングランド人と変わらないくらいに、法の集録や執行に気を配った様子であった。彼らは、自分たちがそれまでに法に加えてきた損傷のすべてを修繕する意向をもつてゐる

かのようであつた。カヌート大王〔二〇三五年没〕の法典は、あらゆる古き法典集録のなかでも、最も稳健で、衡平で、完全なものひとつである。デーン人による征服によつて、彼らの制度全般には——もし変更があつたにしても——実質的な変更は生じなかつた。そもそもデーン人は、サクソン人の祖国に由來する人々であつたから、政治制度の根本原理においてイングランド人と異なることはありえなかつた。かつてアルフレッドと「その当時のデーン王」グスルム〔八九〇年没〕のあいだに締結された和解によれば、デーン人はイングランド人から自分たちの法を採用して、それをお気に入りとして受け入れたようである。彼らデーン人は、野蛮な北方民族のなかからつい最近になつてやつてきたため、政治社会に必要な規制を欠いていたのであつた。ところが「いまや法を採用したデーン人の」カヌート王のもとで、イングランド法は大規模な改良を受けた。本当に唾棄すべきであつた——カヌートはこの点を正當に觀察した——イングランドの古き慣習の多くが、廢止された。そしてこのカヌートの法典が、實際のところは、ノルマン征服以前の時代に位置する最後の法典である。エドワード証聖王〔二〇六六年没〕の法典と呼ばれるかの金字塔は、間違ひなく、はるか後の時代につくられたものである。奇妙なことだが、ノルマン征服の後の歴史家たちが頻繁にエドワード王の法典について語つているにもかかわらず、エドワード王は法の集録はおこなつていないし、その当

時にはそうした名前の法典は存在していなかつたようである。「のちに集録された」聖エドワード王の法典の序文によれば、そのなかに記された国制の法は、ずっと使われない状態が続いていたようだ。それらの法が権威を保つてゐたことは疑ひないが、それにもかかわらず、ほとんどの領域で人々を統治していたのは伝統的な慣習であつた。伝統的な慣習は、地域によつて若干は異なつており、それゆえに西サクソン法、マーシャ法、デーン法という名前で区別されていた。しかしながらといつて、顯著な不都合が生じたわけではなかつた。というのも、これらの慣習は相互に異なつてゐたし成文化とも異なつてゐたが、しかし異なつてゐたのは、本質においてではなく、罰金刑の量や内容においてだつたからである。

〔サクソン法の内容と起源〕

(13) もし、これらの古代の国制の法について検討してみるならば、そこでのサンクションはほとんど以下の点に限られていることがわかるだろう。

(14) (一) 平和の維持。これが最大の項目のひとつである。このことは、古代サクソン人が争いと暴力に極端に向かいがちな人々であったことを示している。いくつかのケースにおいては、法は、人々のこの性向をただ規制のもとに置くだけであつた⁽²⁾。法は、何人も、まずは法に則つたかたちで相手を

さを補うためであつた。

裁判に呼んで、争うにあたつての条件を示さない限りは、他人と争つてはならないと定めた。酒宴の席や商談の場で生じる、そうではない非計画的な争いについては、争いが発生した家の持ち主の身分（当時の言葉で言えば、平和が乱された人の身分）に応じて罪の大小が定められた。

⑯（二）彼らが課す罰金刑の設定について。罰金刑は、あらゆる重罪の場合でさえも、被害者の身分、加害の量に応じて定められた。このために彼らは、聖俗のそれぞれにおいて人々を非常に規則的かつ厳密に各自分に分類して、さらに細心の注意を払つて聖俗の各自分を対応させた。そのうえで彼らは身分に応じて人の生命の金額を定め、そればかりか四肢それぞれについて、歯や髪や爪に至るまで値づけをした。彼らの法が非常に正確で、最もよく定めていたのはこの点である。

⑰（三）宣誓、雪冤、迷信的な裁判の一切の制度や手続きにかかる規則や儀式の制定について。というのも、こうした方法で、彼らはあらゆる紛争を決着させたようであるから。

⑱（四）十人組における種々の同胞関係に関する規定について。十人組によつてすべての人々はお互いに対し、そして上位者に対し、善き振る舞いをなすように自然と義務づけられていた。これらすべてにおいて彼らは過度に厳格であったが、それは、この取り締りの苛烈さによつて、法の極度の放埒さ・不完全性や、王や為政者の権力の脆弱さ・不安定

定や、家畜泥棒の発見・追踪に関する規定とともに、サクソン法のなかで注目に値する項目のほとんどすべてである。これらのサクソン法には、巧みに思慮深く構築された個々の制度は観察できるが、規則的で一貫性のある安定した法体系は見出せない。しかし、きちんと形づくられていないこれらの素材のなかに、衡平や卓越らしきものが徐々に浸透していくのを観察するのは、愉快なことである。それは、暗闇を横切る幾筋かの閃光であり、昼間に備え、そしてそのちに輝きを放つた。聖職者はローマ教会との継続的な連絡を保つており、実質的にはサクソン人のなかでの立法者であったから、ローマから完全には消えることのなかつた法から、いくつもの情報をいやでも吸収した。それゆえに、その「ローマ法の」原理のひとつが、早くもエアドリッヂとフロスヘレの時代にはイングランドへ迷い込んでいたことをわれわれは確認する^③。カヌート大王が、ローマへの巡礼ののちに編纂して権威づけた法典集録には、ローマ法の二つの格率がそれぞれ正確な言葉遣いで存在している。驚くべきことに、同じくしてそこにはほかの民族の制度の模倣を観察することもできる。カヌートの法典集録には、ヴァリニ族の法についての明示的な言及が存在している。ここから明白なように、いくつかの北方民族の政体が類似していたのは、彼らの共通の起源

だけではなく、彼らがいくつかの事例において、彼らのうちに知恵が優れた民族の国制を採用したことにも由来した。

(19) 法は、ノルマン征服に至るまでは、こうした状態であった。しかしノルマン征服以前の時代においてさえ、イングランド法は、外国の学識を取り入れることで改良され始めていたことが分かる。いくつかの教会会議が定めたカノン法は、世俗の国制の法と見分けられないほどに混合していたことが観察される。実のことろ、世俗の国制の法に見られる推論や衡平のほとんどは、このカノン法という起源から引き出されていたようである。

(20) ここまでわれわれは、サクソン法の進歩について見てきた。サクソン法は、サクソン人の習俗に適合して粗野で単純であり、彼らの限定された状況にふさわしく非常に視野が限られていた。だしそれは、小さな規模であるとはいっても、いくらかは外国との交流によって発展していた。しかしそれは容易に、その三つの主要な起源を識別することができるのである。第一は、北方民族の、古代の伝統的な慣習である。それは、激しい侵略とともに、イングランドを含むヨーロッパの文明化された地域に到来して、古くからのすべての制度を圧倒した。そしてそれは、人々の性質に適合されることを通じて、サクソン法のいわば本体と主流をつくりあげた。

(21) 第二の起源は、教会のつくったカノン法であった。実際には、それはいまだ体系化されてはおらず、定型的な法体系

にはなっていなかつたが、聖職者の法ではあつた。そして、だからこそこの法は、聖職者階層がほとんど無制限の権力を及ぼしていた一般民衆に対して、大きな影響を及ぼした。カノン法は、粗野な北方民族の制度を修正し、和らげ、豊かにした。そして聖職者たちがひとたび、頑強であった民衆を宗教の輦のもとに置くと、民衆は同じ「宗教の」サンクションのもとに導入されたそのほかの変化を容易に受け入れた。

(22) 第三の起源を構成したのは、ローマ法のいくらかの部分と、ゲルマン他民族の慣習である。しかし、この起源は三つのなかでは飛び抜けて小さかつたようであり、この段階ではいまだとるに足らなかつた。

〔ノルマン征服による変動〕

(23) ノルマン征服は、われわれの法の大いなる画期である。それまでずっと貧弱な流れで、少数の乏しい源に養われるだけだったイングランドの法体系は、この時点で、まったく突然に、強力な洪流に襲われたかのように、広範な外国の学識で満たされた。外国の学識によつて、大きく改善されたというより上乗せされたと言えるだろう。というのも、この外国の法は、採用されたのではなく押しつけられたものであり、長期間にわたつて、最初に導入されたときの暴力の装いを強く保つていたからである。われわれの一切の記録には、この変動を示す強力な証拠が含まれている。新しい裁判所が生ま

れ、官職の新しい名称と権限が生まれたが、一言で言えば、土地の保有が新しくなつて、その所有者も新しくなつたのである。公的記録の言語がえ大きく変化した。

〔原注〕

- (1) 「ローマ人の範例に倣つて経験ある援助者たちの助言を受け入れ、戯正な法律の規準を確立した」。ペーダ「教会史」二巻五章。〔原文はラテン語。翻訳は、高橋博訳「ベーダ英國民教会史」講談社学術文庫、一〇〇八年、八二頁による。〕
- (2) アルフレッドの法、第三八条、争いについて。
- (3) 「子が母に従うのが正し」。エアドリッヂとフロスヘルの法典。〔原文はラテン語。〕
- (4) 「否認は立証より強力である」。「所有を手にしてゐるほうがそれを求めるよりも勝る」。カスナーの法典。〔原文はラテン語。最新版バイク全集の編者は、文言はカスナーの法典にはないと訳注で指摘している (*The Writings and Speeches of Edmund Burke*, vol. I, p. 330, n. 2)。われわれの調査では、いのいの文言はいざれぬ。ハチャレーナーの法典に登場する表現である。David Wilkins, *Leges anglo-saxonicae ecclesiasticae et civiles*, 1721, p. 106.〕

* 本翻訳は、犬塚元（東北大学法学研究科）、乙幡翔太郎（立教大学大学院）、安藤有史（立教大学大学院）による共同作業の成果である。翻訳部分については、乙幡と安藤が下記を作成し、三名での数度にわたる協議を経たうえで犬塚が入稿原稿を作成し、最終的には改めて三名で協議して訳文の調整をおこなった。翻訳部分には、便宜をふまえて小見出しと段落番号を挿入した。亀甲括弧は訳者による補足を意味する。